

令和 4 年度審査品質管理小委員会報告書より抜粋

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言 1＞（評価項目④、⑦、⑧、⑪に関して）

審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策の検討につなげることを期待する。
- (b) ユーザー評価調査においては、高い評価を維持している評価項目がある一方で、一部評価が低下している評価項目もみられることから、品質改善に向けた取組を継続して欲しい。
- (c) 理想は不満案件ゼロだが、不満案件が生じた後の要因分析・課題抽出を行い、効果的な対策の実施につなげる必要がある。
- (d) 内外乖離案件、内々乖離案件についての要因分析、課題抽出を継続し、内外乖離案件については海外特許庁との連携・協力の推進、内々乖離については発生ゼロを目指して欲しい。
- (e) 審査の質（判断の均質性、妥当性）を測る指標のさらなる改善を期待する。
- (f) 品質管理や審査の質向上に関する情報発信手法の改善を期待する。

＜改善提言 2＞（評価項目④、⑨に関して）

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、業務のさらなる効率化に努めるとともに、先端技術分野への対応を継続することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 高い品質・短い審査期間を維持するために、審査官の増員や、業務のさらなる効率化が望まれる。
- (b) 先端技術分野における審査の質の維持・向上の観点から、審査官の採用や人材育成等の組織体制作りを検討するとともに、海外特許庁における審査の取組等の情報収集を行っていく必要がある。

<改善提言 3> (評価項目⑥、⑩に関して)

判断の均質性の向上や先行技術調査の精度の改善に向けて、審査官間の協議やツールの活用等により対応を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性の向上や、外国特許文献調査等の拡充を含む先行技術調査の精度の改善について、引き続き取組を進めて頂くとともに、改善に繋がる新たなツールの利用などにも期待する。
- (b) 審査官間の協議を今後も継続的に行うことを期待する。
- (c) 判断の均質性において、豊富な知識や経験を有する審査官のノウハウや、審査の運用の共有を進めるなどの改善を期待する。

<改善提言 4> (評価項目⑥、⑪に関して)

ユーザーとのコミュニケーションの改善や、スタートアップを含む幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、特許権の共創を進めて行くことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ウィズコロナ・アフターコロナ時代における審査のやり方、テレワークを含む新たな働き方の浸透を踏まえ、特にオンラインでの面接・電話応対を含めた円滑な対応を期待しつつ、面接ガイドラインに沿った適切な意思疎通を行っていく必要がある。
- (b) 特許権の共創については非常に重要な視点であり、マインドセットを審査官・ユーザーの双方に根付かせる取組をさらに進めて欲しい。特にスタートアップ企業等の特許出願に慣れていない企業との面接においては、双方の認識に齟齬がないよう適切にコミュニケーションを図り、より良い特許を共に創りあげていくことに努めて欲しい。
- (c) 中小・スタートアップなど幅広いユーザーとの関係強化を期待したい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1>（評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関して）

審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることが期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国内審査に関して、限られた人員で効率的な監査を行うためには、監査の時期、件数、監査分野の分担、監査の方法（合議制の採否）など、監査のやり方について更なる工夫をする余地がないか検討して欲しい。
- (b) ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策の検討に活用して欲しい。
- (c) 品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させ、関連する取組の情報発信を行って欲しい。

<改善提言 2>（評価項目④、⑥、⑨に関して）

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組むとともに、業務のさらなる効率化を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官の数の確保とその育成に取り組み、意匠法改正による保護分野の拡大への対応及び業務の効率化を継続する。
- (b) USPTOの意匠審査量との比較では、一人あたりの審査量の非常に大きな隔たり（約 3 倍の処理量）があり、このような状況で品質を維持することが真に可能と考えられるのかどうか、検討を要すると思われる。
- (c) 職員に対しての研修は、e ラーニング形式を採用するなど、受講しやすい環境の整備が望まれる。
- (d) 2021 年度からアジャイル型開発を進めている画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発を引き続き進めて欲しい。
- (e) 建築物・内装においても、状況に応じて検索キーの再定義が必要かどうかの検討を期待する。

<改善提言 3>（評価項目⑥、⑩に関して）

判断の均質性の向上や新保護領域の審査の質向上に向けて、審査官間の協議や起案事例集の充実化等により対応を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の判断の均質性に対する取組を重視し、品質の向上のための取組を維持し、向上を図る。
- (b) 新保護領域の審査の質の向上のための取組に引き続き注力して欲しい。
- (c) 研修を通じてあるいは特定案件について審査官同士で協議する場があってもよいのではないか。
- (d) 「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定等の記載」については、判断の均質性の更なる向上を目指して行われている、審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶の通報等起案事例集」（ハーグ用）の充実を図って欲しい。

<改善提言 4>（評価項目⑥、⑦、⑪に関して）

ユーザーとのコミュニケーションを改善するとともに、幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、国内外のユーザーニーズに的確に応えることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 出願人にとって納得感の高い結論が得られるよう、引き続き、出願人とのコミュニケーションや相互理解を図って欲しい。
- (b) 各種業界団体との意見交換のほか、出願人とのオンライン面接等のコミュニケーションによって業界の動向や出願人の意向を的確に把握できるよう、積極的に取り組んで欲しい。
- (c) ハーグ出願につき外国企業との意見交換がなされてもよいのではないか。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1>（評価項目⑦、⑩、⑪に関して）

審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策の検討に活用することを期待する。
- (b) アンケートで「不満」等と回答する原因について個別事例の聴取の結果、どのような評価修正や改善課題が確認されたのかについても更なる分析を望む。
- (c) 品質管理や審査の質向上に関する情報発信手法の改善を期待する。

<改善提言 2>（評価項目④に関して）

引き続き審査官の数の確保及びその育成を推進するとともに、審査処理期間が再度長期化しないための取組を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官の数の確保およびその育成の充実については引き続き推進されることを期待する。
- (b) 音や動き、位置等の新しいタイプの商標については、その識別力の判断について消費者市場の動向も重要な要素となると考えられる。その点を踏まえた上で適切な研修が行われることが望まれる。
- (c) 審査官の増員などがあっても審査品質の維持、均質化について確保いただけるような対策も期待する。
- (d) 前年と比較して審査処理期間は短くなっており、出願件数増加による審査処理期間の長期化は着実に改善されつつある。審査品質の維持・向上を重視したうえで、審査処理期間が再度長期化しないための取組を進めていただくことを希望する。

<改善提言 3>（評価項目⑥、⑦、⑧に関して）

審査官間の判断の均質性や識別性の判断に関するユーザーの問題意識に対し、引き続き、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うとともに、より具体的な改善策の検討を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 均質性に関する項目に関して、ユーザー満足度が年々減少しているように見受けられるため、その原因の分析とともに均質性の維持に向けた取組を期待する。
- (c) ユーザー評価調査では、例年、識別性の判断や判断の均質性の問題が指摘されているが、フォローアップ調査の結果も踏まえて、より具体的な改善策の検討が進められることを期待する。

<改善提言 4>（評価項目⑥、⑦、⑩に関して）

ユーザーとのコミュニケーションについて、より一層の円滑化に向けて、引き続き相互の理解を深める取組の推進を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーと審査官とのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にもツールの使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点をとり上げ、審査環境の整備、業務の効率化を図る必要がある。
- (b) 出願人にとって納得感の高い結論が得られるよう、引き続き、出願人とのコミュニケーションや相互理解を図っていただくことを期待する。
- (c) ユーザーから審査官との間のコミュニケーションに問題があると指摘されている点については、審査官向けアンケートとも照らし合わせた上で、具体的に問題点を掘り下げ、より実践的な改善策を見出す必要があるものと思われる。
- (d) オンライン上のコミュニケーションやリモートワーク中の電話連絡を含む、ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。